

自立経営の成立条件

並 木 正 吉

- 一、はしがり
- 二、自立経営の定員
- 三、自立経営のシェア増大の速度

四、農地価格の水増し
五、農業後進者との関係

一、はしがり

昭和四一年度の『農業の動向に関する年次報告』によれば、自立経営とみなされる農家は約五〇万戸、総農家戸数の九％に相当していた。この年度の自立経営農家が、一〇〇万戸でもなく、また一〇万戸でもなく、五〇万戸であったことは、どのような条件のもとにおいてであるか。また、これら条件は、はたして政策によって自由にできるものであるか。このことを考察するのがこの小稿の主目的である。

結論的にいえば、自立経営の頭数は、経済の規模・水準と密接に関連し、かつ、経済の成長過程において、減少する傾向をもつというのが、筆者の判断である。国民経済のなかの農業就業人口や農業所得が、経済の成長にと

なって、相対的に減少するように、自立経営の総人口ないし総世帯に対する比率も低下する。しかも、総人口や世帯の増加率は高くないから、自立経営の絶対的減少もさげられない、ということである。

もっとも、農業雇用や農業所得の国民経済のなかにおける地位の低下とちがって、自立経営の頭数の動向は、総農家の農業活動のなかでのかれらのシェアいかんによっても左右される。そこに政策努力の余地がないわけではない。しかし、農家の生産活動の再配分の過程については、おのずから、適度の速度がある。たとえば、国民経済の成長率を年率二〇%にすることが一般に不可能なように、その再編成にも速度がある。それを政策的に左右しようていどは、大きなものではないということである。

もちろん、筆者も、農業生産の分担・配分を、できるだけ自立経営の成立に有利なように、政策的努力をすべきであり、また、経済成長そのものも、この再配分を促進する面をもつと思う。しかし、そのていどは、前述の国民所得のなかの農業所得のシェアの低下の速度に及ばないと判断するのである。

現在の農政は、農業就業人口や農家戸数の減少を与件とすることには反対しておらないし、それを促進することさえも目標とすることもある。しかし、自立経営農家については「できるだけ多くの自立経営を育成する」ことが目標となっている。この目標がはたして実現性のあるものかどうか、それを吟味してみたいのである。

行論中、自立経営の農業生産のシェアを二分の一ていどに高めることに、くどいまでの追求をしている理由を説明しておきたい。

第一は、農業生産・販売について、その無政府性をできるかぎり排除したいためである。もちろん、何十万という経営が競争するなかで、生産・出荷の計画性を確保することは容易でない。しかし、多くの非自立経営が生産、

出荷の大部分を支配している状態よりも、より少ない自立経営が市場の大部分を支配している状態のほうが望ましい点には異論がないであろう。

第二は、農政の対象が単純化することのメリットである。現在のように、自立経営のシェアが、販売額のなかで三〇%という状況では、産業政策の対象としての農家を自立経営に限定することは不可能である。少なくとも自立経営のシェアが過半を占める状況がなければ、農政は二元分裂的にならざるをえない。

第三、わが国の農業生産は、自立経営によってのみ効率的に維持発展されうるのであって、オール兼業農家という事態は、国民経済の成長にとってマイナスである。これは、今後需要の増加する食糧をすべて海外からまかなうことは、国際収支の面から重要な困難が生じるためである。この点は、詳論すべきであるが、別の機会にのべているので省略する。⁽¹⁾ただ、筆者は、わが国経済の食糧輸入能力は高いと考えており、具体的には、年率一〇%（複利）の食糧輸入は可能かつ不可避とみている。しかし、それでも、増大する食糧需要をまかなうことはできないとみているのである。このことは、食糧供給については、内外の補完的供給を主張することを意味し、自立経営の成立に對し、あまりにも悲観的な立場をとることを免がれしめるものと判断しているのである。

もっとも、自立経営のシェアが二分の一を占めるときにおいても、残りの非自立経営が農産物市場においてトラブル・メーカーとなることを無視するものではない。むしろ、このトラブル・メーカー的作用を重視すればこそ、自立経営の農業生産のシェア拡大に固執するのである。

補論的な意味で、農地価格と農業後継者に関説しておいた。前者は文字通りの問題提起に終っている。わが国の農地価格が、EEC諸国との対比において、ひとり例外的に高い水準にあるわけでもなく、また上昇率が高いわけ

でもないこと、また農地の買い足し、借地による農地の流動がEEC諸国においても主要な規模拡大のプロセスであつて、わが国においても、小農タイプの技術体系の発展力が、そのような買い足し、借地による拡大を有利としていることを指摘している。この意味は、自立経営の存続について、必要以上に悲観的な立場におちいることを避けることにある。

農業後継者については、前記の自立経営の「定員」に即してみると、現状においてもまだ多すぎることに、とくに「食糧基地」⁽²⁾地帯においてそうであることを明らかにした。この点は、筆者にとつて疑問の余地のないところである。しかし、地方官庁における農業計画の多くが、もしそれを集計すれば、全国的には「定員」を遙かに突破するていどに「意欲的」なものである現状にかえりみ、反省の材料となることを望みたい。

注(1) 拙稿「日本農業の三つの論点」。(雑誌「世界」、昭和四二年九月号)

(2) 東北自治協議会の昭和四一年八月の提案「東北開発の新たな方向と当面する施策——東北開発三法改正にあつての具体的問題事項の提言要旨」および、九州農業開発基本計画作成協議会『九州農業開発基本計画』(昭和四二年)において食糧基地構想が打ち出されている。

二、自立経営の定員

「何人の胃袋を相手にしたとき、一戸の自立経営が成立しうるか」。この質問は、いかにも単純である。自立経営の成立に関係する条件のなかで、胃袋の数と自立経営を直接結びつけて考えるのは、無茶である。しかし、農業生産の大部分は食糧であり、胃袋が相手である。その限りにおいて、この問いは的を射ているといえる。そして、なによりも、自立経営には相手があるということ、相対的な概念だということを意識している点が大切である。エン

ゲル係数は、国民経済の成長とともに低下する。とすれば、家計支出のなかのより少ない部分に依存して、「勤労者なみ」の所得をかせぎ出さねばならない。自立経営の成立に必要な胃袋の数は増加する。人口の増加率が周知のように僅かなものである以上、自立経営の「定員」は減少する。

具体的な係数を正確に描くことは極めて困難である。しかし、ここでは一応のイメージをもつため、第一のアプローチを試みてみよう。昭和四〇年の個人所得総額は二兆三千億円、農業所得の総額は一兆七九〇億円、前者に対する後者の比率は八・四%である。この八・四%がすべて自立経営の農業所得となると考えると、一二人で一〇〇%となるから、一二人の胃袋を相手として一人分の個人所得がえられる。自立経営の世帯員を六人すると、七二人の胃袋を相手にすればよいことになる。九八〇〇万人の胃袋は一三六万戸分の自立経営を成立せしめることになる。現実には約五〇万戸の自立経営しか成立しておらない。この差は、農業所得総額のなかの自立経営のシェアが二七%にすぎなかったことで説明できる。

ところで、これはあくまで第一次接近にすぎない。なぜなら、ここで、自立経営の所得水準の対象としたのが、全国平均の個人所得額である。昭和四一年の『農業白書』では、「当面、政策が重点的に育成すべき自立経営は、混合所得としての農業所得⁽¹⁾が他産業従事者の賃金所得と均等するような経営」〔中期経済計画「三九年」一月〕で、具体的には農家と生活環境の類似した町村在住の勤労者を比較の対象にとり、これと世帯員一人当たりの所得の均等を実現しうる農業所得をあげている経営を自立経営とした。この際の「町村在住」の勤労者の一世帯当たり所得が八三万円あった。この勤労者の世帯員一人当たり所得と、前述の個人所得の全国平均額が一致するとは限らない。第一次接近とことわった理由である。

しかし、自立経営の対象とすべき勤労者の一人当たり所得と個人所得の平均額との差は、この主題については、どうでもよいことである。主題は、あくまで自立経営の「定員」がいかに減少するかにあった。国民所得のなかの、したがって個人所得のなかの農業所得比率の低下は自明であり、農業所得総額のなかの自立経営のシェアいかに、この「定員」の減少傾向をくいとめるための鍵である。これは、農業生産の再配分過程という前述の問題にすぎないが、この問題に入るまえに、別のアプローチによって、もう少し詳細に検討しておこう。

第一はエンゲル係数の動き、第二は食糧の小売価格のなかの生産者価格比率、第三は食糧自給の動向、第四は農業の所得率である。自立経営は、大枠として胃袋の中身によって規定される。しかし、エンゲル係数は、小売価格によって表示されるから、主題にそうするためには生産者価格になおすことが必要である。また、食糧の一部は輸入されており、海外の農民のふところに入る。さらに、経費を差し引いた所得が、自立経営のファンドである。

このアプローチを係数で示すと次の如くである。第一、国民所得統計によるエンゲル係数は昭和四〇年三八％である。この三八％のうち何％が農家のふところに入るかが次の問題である。

第1表は、個人飲食費の分配をみたものである。昭和三九年度で、加工・サービス・流通経費にまわるものが五二％、輸入農産物の購入にまわるものが七％、農家に支払われるものが四二％である。したがって、前述のエンゲル係数 $38\% \times 42\% = 16\%$ が、消費支出のうち、農家に支払われたことになる。この農家の粗収入のうち五九％が農業所得となるのであるから、 $16\% \times 59\% = 9.5\%$ が農業所得であり、自立経営のシェアは二七％であるから、消費支出の二・六％が自立経営のわけ前になる。

今後の動向はどうか。エンゲル係数は引きつづき低下することは避けられない。もちろん、よく知られているよ

第1表 個人飲食費の分配
(総額=100)

	国内農産物の購入	輸入農産物の購入	加工・流通経費	サ流通の入
	%	%	%	%
昭和30年	45.9	8.6	45.6	
35年	44.0	4.9	51.1	
39年	41.6	6.9	51.5	

資料：経済企画庁『国民所得統計』、農林省『アグリビジネスを中心とした産業連関表』

注(1) 水産物・水産食品を除く。

(2) 農林省『農業の動向に関する分析資料』(昭和41年)より引用。

うに、国際比較をみると、国民所得の割にはエンゲル係数が低いという
 事実は、多少とも改められるとみてよいかも知れない。しかし、それは、
 エンゲル係数の低下の速度を緩和するのに役立っていどであって、低下
 傾向そのものを逆転させるものではない。

飲食費のうち、加工・サービス・流通経費に支払われる額の比率は、
 今後、高まるとみてよいであろう。第一、農産物の構成が変化し、その
 影響が生じうる。米のような、流通経費の小さいものの比率が低下し、
 畜産物・そさい・くだものなど、流通経費の大きいものがその比重を高
 めるからである。第二は、個別農産物が、それぞれその加工・流通経費
 を高める動きである。この点について、従来の流通機構を合理化し、農

家のシェアをふやす余地がないわけではない。しかし、同時に、先進諸国がこれまで経験してきたことが、わが国
 においても生じるのであり、流通機構は合理化しながらも、その経費のシェアはかえってふえてゆくことになるう。
 第1表においても、流通経費は昭和三〇年の四六%から三九年の五二%へと上昇している。

輸入農産物の購入にまわされるシェアもふえるとみてよい。第1表では、昭和三〇年の九%から三五年の五%へ
 と一たん低下し、そののち七%へと上昇しているが、三五年以降が、食糧農産物輸入のふえた時期であって、この
 期間の動きが、今後を判断するときには大切である。食糧農産物輸入額は三一年度八億一千万ドル、三五年度八億八
 千万ドル、四〇年度一九億四千万ドル(大蔵省「通関統計」——農林省分類による)であり、食糧の自給度は当年価格で、

それぞれ八五%、八七%、八二%、三五年価格で八七%、八七%、七六%、摂取熱量による総合自給率が七九%、七九%、七〇%であった。⁽⁴⁾

農家所得率も、農産物の構成変化と資本集約化によって低下せざるをえない。事実、昭和三五年から四〇年にかけて、六五%↓五九%へと低下している。⁽⁵⁾

このようにみると、第一のアプローチと同様、消費支出のなかの農業所得比率を高める方法は考えられないことになる。自立経営の頭数をふやすためには、農業所得総額のなかの、自立経営のシェアを高める以外に方法はない。ところで、この第二のアプローチも、厳密な方法でないことに注意しなければならない。エンゲル係数を出発点としていることが、その制約となっているのである。エンゲル係数を出発点として、個人支出のうち何%が飲食にまわり、そのうち農家の粗収入にまわるもの、さらに、経費を差し引いて農家の所得にまわるものが何%になるかということとは、個人所得のうち、その何%が農業所得となるかについて、その要因ごとに理解できる利点をもつ。しかし、エンゲル係数は個人消費支出のなかの飲食費支出比率として算出されており、個人消費支出は個人所得の八二%であって、自立経営の対象とすべき目標の個人所得の平均よりも少ない。この点を修正すると、前述の個人消費支出の二・六%を自立経営のわけまえとした点が二・一%に訂正されることになる。一方、飲食費支出のみを対象として農家は農業生産をしているわけではない。農業生産のなかには、花やタバコ・養蚕など胃袋に入らぬものもある。それは、農場段階で約五%であるから、その点を修正すると、二・二%になる。全国の平均的な個人所得をうるのに必要な胃袋は四五人、自立経営の世帯員を六人として二七〇人、九八〇〇万人の胃袋を相手とすると、三六万戸の自立経営が成立することになる。

第二のアプローチにおいて、農業所得総額すべてが自立経営の成立にあてられると仮定した場合、一三六万戸が可能であることをのべた。しかし、現実には、五〇万戸でいど『農業白書』しか存在しておらず、自立経営のシェアが、農業生産額の二七%にとどまるからであると説明した。より正確に言えば一三六万戸の二七%は三七万戸である。第二のアプローチによる三六万戸との一万戸の差は理論的にはあつてはならないものだが、計算の途中において生じる技術的な誤差とみなしておきたい。

それにしても筆者の推計した「定員」が『農業白書』の五〇万戸よりも少ない点が問題だが、これには二つの理由が考えられる。(1)小論の第一ないし第二のアプローチの目標とした平均個人所得水準が、『農業白書』のそれよりも高いことである。(2)『農業白書』で採用した農家は「農家経済調査」であつて、上層にかたよつてゐることがある。この意味では『白書』と小論の自立経営の頭数の差は、むしろ両者の斉合性を示すものと考えてよいのである。

結局のところ、農業所得総額のなかの自立経営のシェアをどこまでふやしうるか。この点だけが自立経営の頭数を維持ないし増加しうる条件である。次項でこの点を検討したいが、その前に、個人所得総額のなかの農業所得額の比率が過去どの程度の速度で低下しているかをみておきたい。第2表に示されるように昭和三十一年の一三・九%から四〇年の八・四%までの低下率は、マイナスの複利計算で年率五・五%である。この低下率がつづくと、昭和五年の個人所得に対する農業所得の比率は三・六%と見込まれる。自立経営のシェアを現状のままとすれば、その定員は二〇万戸弱に減少する⁽⁶⁾。この定員の半減を避けようとするれば、自立経営の農業生産のなかのシェアを、たとえば五〇%にふやすことが必要である。このときの定員は三六万戸となるのである。それは可能であろうか。この点は項を改めて検討するが、前記の農業所得の個人所得に対する比率の低下速度は、あとで詳論するように、

第2表 個人所得総額のなかの農業所得総額比率

	個人所得 (a)	農業生産 所得 (b)	(b)/(a)× 100	第3欄の 昭和31年 と下率
昭和31年	10億円 6,955	10億円 9,681	13.9	100.0
32	7,703	10,664	13.8	99.2
33	8,221	10,872	13.2	95.0
34	9,192	11,454	12.1	87.1
35	10,651	11,844	11.1	79.9
36	14,084	12,671	8.9	64.0
37	14,269	14,420	10.1	72.7
38	16,523	14,770	8.9	64.0
39	18,898	16,144	8.5	61.2
40	21,277	17,913	8.4	60.4

資料：企画庁『国民所得統計』、農林省『農業生産総額、農業生産所得』による。

自立経営の成立条件

七二

昭和三五年以降の農産物価格の急上昇によって緩和されていたことを念頭に入れておきたい。

なお、行論では、自立経営相互の所得水準のひらきについての吟味を省いている点を断っておきたい。昭和四一年度の『農業白書』で採用した八三万円以上の農家Ⅱ自立経営についても、その平均所得水準は一一五万円であり、この自立経営の内部での所得配分のいかんによつては、その頭数も変化しうるはずである。いいかえれば、自立経営の最低所得水準と平均所得水準とはことなるのであって、前述の、第一、第二のアップ・イチによる自立経営の「定員」の算出も、その限りで過大にできているといえるのである。

注(1) 自立経営の所得が混合所得であつてよいかどうかは疑問のあるところである。しかし、いまは深く立ち入らない。

(2) 自立経営の相手として「生活環境の類似した町村在住の勤労者」が適当かどうか、この点もここでは不問とする。ここの主眼は、甘い尺度で判断しても、自立経営の「定員」が減少傾向をもつことを明らかにすることにあるからである。

(3) T・W・シュルツ『農業の経済組織』（邦訳・一九五八年）五八頁に、食糧消費需要の所得弾力性を、生産者没落と小売没落にわけて要約してある。このことは周知のことであらう。

(4) 昭和四一年度『農業白書』。

(5) 『農家経済調査』の各年度。

(6) この計算において、人口は一億一三〇〇万人と想定している。

三、自立経営のシェア増大の速度

自立経営は、農業生産のなかのシェアを前提とする限り、国民経済の枠組みに制約され、現状において約四〇万戸の「定員」をもつことが以上によって明白となった。これは、強い制約であつて、「農政よろしきをうれば」一躍二倍とすることができるとような性質のものではなかった。農政がより、関与しうる領域は、農業生産のなかの自立経営のシェアにあった。

そこで、自立経営が、農家戸数や農業生産のなかでしめるシェアが、先進諸国に比べてどのような関係にあるかを検討しておこう。まず、わが国の現状を『農業白書』（昭和四一年度）によって確認しておこう。戸数では総戸数の九%をしめるが、「耕地面積で二二%、農業専従者で二一%、固定資本額で一八%の比重を占め、これらにより農業粗生産額では二七%、農産物販売額では二九%を分担している。作目別にみると米の粗生産額で四分の一近く、野菜や牛乳・鶏卵（ただし耕作農家のみ）で三割前後、果実では四割余をしめている」（一三八頁）。

すなわち、農家戸数の九%、農業粗生産額の二七%である。この二つの係数は、EECや西欧先進諸国の自立経営が、多くの場合、農家戸数の二〇～三〇%、農業生産のなかのシェアが五〇%ないしそれ以上というわれわれの情報に比し、あまりにも低い。この低さは、多分、一つには、農民層の分解でいど、他は農家戸数の「水まし」ていどと関係があるにちがいない。この仮説をたしかめるため、第3表を作成した。

第3表 各国別にみた自立経営の定員の試算（1965年）

	国民総生産 のなかの農業 生産比率	そのうち 自立経営 （1/2 とす）	自立経営1 戸に必要 な人数	自立経営 の定員	農家の自 立経営比 率
	%	%	人	万戸	%
日本	8.1	4.1	125	79	14
ドイツ	5.0	2.5	200	29	22
ベルギー	5.2	2.6	190	5	25
ルクセンブルク	6.4	3.2	160	0.2	24
オランダ	7.0	3.9	150	8	36
フランス	7.8	3.5	125	38	21
イタリア	13.4	6.7	75	67	24
イギリス	3.9	2.0	250	21	44

資料：国民総生産のなかの農業生産比率（1965年）は、農林省農政局『EECの農業構造政策の現段階と農業構造の現状』より採った。

この表においては、農業所得額の二分の一が自立経営に配分されているという仮定をとった。この仮定はEEC諸国においては現実を示すが、このことによって、自立経営の成立に必要な胃袋を計算することができる。個人所得のなかの農業所得の比率がわかればよいからであり、これは、国民所得統計から得られるはずである。この表では、資料の制約から国民総生産のなかの（農林水産業）生産比率を採用した。この点は、自立経営の定員を多少とも低めることになったとみられるが、日本との対比そのものには問題はない。

表で明らかのように、自立経営に必要な胃袋の数は、農業所得比率の低い国ほど多くなる。これは前述の仮定から生じる当然の結果であるが、注意したいのは、同じ計算をしたとき、日本の自立経営の農家総戸数に対する比率がEEC諸国やイギリスの二一〜四四％に比べ一四％と極端に低いことである。なお、この計算に際しては、自立経営の世帯員を各国とも五人として算出している。この点は、西欧諸国においては妥当であろうが、日本については、現状は六・四人であって少なすぎる。この点を考慮する

第4表 世帯・就業人口のなかの農業の比率

				総世帯に 対する農家 戸数の比率	総就業人口に 対する農業 人口の比率
				%	%
イ	タ	リ	ア	21	25
オ	ラ	ン	ダ	7	8
フ	ラ	ン	ス	12	17
ベ	ル	ギ	ー	6	6
西	ド	イ	ツ	7	11
ルク	セン	ブル	ルク	9	13
日			本	27	23

資料：国連統計年鑑，EEC『農業統計』。

注(1) 世帯数は日本1963年，フランス1962年，イタリア，ベルギー1961年，西ドイツ，ルクセンブルク1960年，オランダ1956年。

(2) 就業人口は1965年。

(3) 農家戸数は1965年であって，世帯数は表よりふえているはずだから，第1欄の値は，EEC諸国において，もっと少ないとみてよい。

と，日本の総農家のなかの自立経営の比率は一一％に低下するはずであって，EEC諸国との開きは決定的である。このことは，日本の農家戸数が，EEC諸国に比し「水まし」されていることを暗示する。

そこで第4表を作成した。これは同じくEEC諸国について，就業人口と世帯数のそれぞれについて，農業（世帯）の比率を算出し，両者を対比したものである。日本をのぞくすべての国において，前者の比率，すなわち就業人口のなかの農業比率が，後者，すなわち総世帯数のなかの農家世帯比率よりも高い。これはEEC諸国の場合，農家は1ha以上の農用地を経営するものに限定してあるのに，日本はそうでないためである。EECでも，1ha以下の農用地をもつものをふくめてみると，就業人口のなかの農業比率よりも総世帯のなかの農家（拡大された）比率

が大きくなる。日本と同じ傾向を，より強く示すことになる。

そこで，第4表のEEC諸国なみに，農業人口比率よりも農家比率が低くなると仮定すると，日本の農家戸数は四一〇万戸が適当ということになる。現状の五六〇万戸よりも三割減であり〇・四ha未満を農家から除くことと同じ結果になる。

さらに，農業就業人口そのものが，わが国においては「水まし」されているとみられる点があり，その点をも考慮すると〇・五ha未満の農家を除く

三五〇万戸が、E E C 的「定義」のもとにおける農家とみなしうる。その場合、耕地は五四〇万 ha に、農用地面積は六二〇万 ha に、したがって一戸当たり農用地面積は二 ha 弱になる。このような「定義」上の変更を加えると、第 4 表での自立経営の定員は一割の減少となるが、三五〇万戸に対する比率は二〇%に上昇し、やっと E E C 水準に近づく。くりかえしお断りするが、この操作は、農業生産額のなかの自立経営のシェアが二分の一となった場合で、西欧的シェアを実現したと仮定してのことである。

現実の自立経営の農業生産に対するシェアは二七%であり、自立経営の「定員」は四〇万戸弱であった。〇・五 ha 以上の三五〇万戸に対する比率は一二%にすぎない。シェアが二分の一になつてはじめてこの定員比率も二〇%に上昇しうるのである。この対比によって、わが国の自立経営の「定員」が農業所得額の個人所得に対する比率の割に少ない理由が明白である。農業所得の農家間の配分が、非自立経営に傾いていることがその理由である。いかにえれば、農民層の分解が「中農肥大」すぎるのである。

ベルギーは、E E C でも、農家の規模のもつとも零細な国である。したがって、その農民層の分解の様相が参考となる。戦前において農家は一二〇万戸を数えた (P. L. Yates: *Food Production in Western Europe*, 1960)。農用地面積は二〇〇万 ha、一戸当たり規模は二 ha であった。日本の農家について、E E C 諸国の産業構造を想定して得た三五〇万戸 (〇・五 ha 以上) についての平均規模とはほぼひとしかった。戦後のベルギーは戸数二〇万戸、農用地一六〇万 ha、平均八 ha の規模となっている (OECD: *Low Incomes in Agriculture*, 1964)。この大きな変化は、一 ha 未満のものを農家から除くという簡単な操作によって生じたものである。日本について同様の定義の変更を行なってみよう。平均二・八 ha (耕地規模では二・五 ha) になるにすぎない。つまり、ベルギーにおいては一 ha 以上の農家のなか

第5表 階層分化のていど（日本と西欧）

				戸数の シェア	農用地の 面積の シェア	採用し た戸数 の階層	年次
ベ	ル	ギ	ー	7	31	20	1959年
西	ド	イ	ツ	11	39	20	1964
ギ	リ	シ	ア	4	28	10	1950
イ	タ	リ	ア	6	51	20	1961
オ	ラ	ン	ダ	12	38	20	1959
ス	ウ	エ	デン	16	55	20	1961
ポ	ルト	ガル		12	77	5	1960
ト	ル	コス		16	60	10	1952
フ	ラ	ン	ス	6	30	50	1963
日		本(1)		9	22	自立経営	1965
日		本(2)		31	64	1	1965

資料：EEC諸国はEEC「基礎統計」、その他はOECD; *Low Incomes in Agriculture*, 1964.

日本(1)は41年度「農業白書」、日本(2)は、1965年

農業センサス「農家調査報告書」。

注 日本は耕地面積、北海道をふくむ。

に著しく大きな農家が分布している。したがって、たとえば大きい農家を上から数えて一〇%をえらび、その農用地の全農用地に対するシェアをみると日本でそうするよりもはるかに大きなシェアを占めることになる。

第5表は、その関係を西欧諸国についてみたものである。統計の制約から戸数のシェアは不揃いだがおおよそ一〇%前後で、農用地のシェアが三〇%から七〇%に及んでいることを知ることができる。ポルトガルやトルコに示される集中度の極端な高さは、自立経営の頭数をかえて少なくしよう。この国は、農地改革による均分過程が必

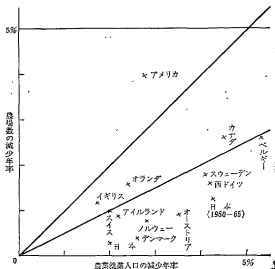
要なところである。これに対し日本の場合、集中度が低すぎる。西欧諸国はその中間にあつて、自立経営の「定員」をより多く、成立せしめるタイプの農民層の分解を示している。

以上の検討から、自立経営のシェアの拡大のためには、農家戸数の減少も大切だが、これは定義の変更によって実現することの出来る点もあり、より重要なのは、中間的な農家がその規模を縮小することであることを知ることができた。では、その速度はどのていどであろうか。

第一の農家総戸数の減少については昭和三五

以降、年率一・三〜一・六%の減少を示している。農業就業人口の減少率が年率三〜四%と西欧先進諸国なみの減

第1図 農業就業人口内農場数の減少の関係(1950~60)



資料: OECD; *Low Incomes in Agriculture*, 1964.

注. 日本(1960~65)は、農業センサスによる。

少率を示しているのにくらべて、この戸数のそれはたしかに低い。しかし、この減少率の乖離は第1図に示されるように西欧先進諸国においても経験したことであり、わが国だけの現象ではない。そして西欧諸国において、この乖離は最近縮小しており、わが国も若干のタイム・ラグをもって同様の経過をたどるものとみてよいであろう。

ただ注目すべきは、西欧諸国においてホビー・ファーム的な「家庭菜園農家」がふえつつあることである。⁽¹⁾これは、現在の兼業農家が、完全に耕地を手放すことなく、ホビー・ファームングとして、多少とも耕地を維持することを意味する。日本にお

いても例外的ではなからう。この意味において、日本については、〇・三〇・五ha以上の農家層の減少傾向こそが重要である。これは、現状の農家五六〇万戸を前提とすると「中農肥大層」の両極分解問題にはかならない。しかし、ゆくゆく日程にのぼるであろう農家の定義の変更を考慮するとき、農家戸数そのものの減少問題にほかならないといえる。

・〇・五ha以上の農家は昭和三五~四〇年の五年間に、年率一%で減少している。この減少率は、今後さらに高ま

り、加速化するとみられよう。第一、労働力についていえば、農業担当者の高齢化が進行する。第二、中心的な農業担当者の一人である主婦が第二次・第三次産業へ就職することが多くなり、とくに学卒新規労働力による供給の減少する昭和四四年以降、交通機関の発達と関連し、この傾向はさらに促進されよう。第三、農家世帯員で、他産業に職をもつものの賃金水準の上昇がある。とくに、若い世代ほどその効果は大きく中高年齢者についても例外ではない。第四、専業農家と零細兼業農家の労働生産性の開きが大きくなるとみられることが考えられる。畜産について多頭化の動きは、とくに耕地を必要としない豚・養鶏について顕著であり、労働生産性の差も強く作用するようになった。問題は水稻作である。土地基盤の整備や集団栽培の動き、さらに農業構造改善事業は、当面、零細兼業農家の滞留を容易ならしめている。しかし、これは、労働市場の展開と不可分の関係にある。労働市場がひらけ就業の機会がふえ、賃金水準が上昇するにしたがって、土地基盤の整備の進んだところほど、規模拡大の条件もまた成熟して行くのである。事態は、相対的・流動的である。

しかし、農家戸数の減少率は、西欧において、現在でも、年率三%がもっとも高い値であり、かりに日本が年率三%（複利）で減少するとして、一〇年後二六%、一五年後三七%、二〇年後四六%を減少するにすぎず、二〇年でもやっと二分の一に近くなるのである。〇・五ha以上を新しい「農家」として、昭和四〇年の三五〇万戸から六〇年の一八〇万戸への減少で、農用地の減少を一〇〇万haとみれば、平均三haの規模となる。この一八〇万戸、平均三haが実現した場合、上層の二〇%の戸数が農業生産の二分の一を占めるといふシェアを想定することは必ずしもおかしいことではない。

しかし、このシェアは、農家戸数の半減という単純な事実のみによって実現するのではない。シェアの再配分過

程をとらなつてのみ実現するのである。たとえば、昭和四〇年、二ha以上の農家は北海道をふくめ四〇万戸だが、その経営耕地のシェアは二七%（一四〇万ha）にすぎない。また前述の一八〇万戸は、昭和四〇年現在の一ha以上農家数にひとしく、その耕地面積は概算三二〇万haである。一ha未満層の農地二〇〇万haの配分が、一〇二ha層に集中するか、二ha以上層に集中するかによって、二ha以上、四〇万戸の耕地シェアは大きく変動する（（表））。

農業生産のシェアの集中度は、耕地面積のそれより著しいのがふつうである。豚や鶏のように、耕地と無関係にその規模をふやすことの有利なものが存するからである。たとえば、豚飼養については、昭和三九年一月と四一年一月において、五〇頭以上は戸数で一・一%から二・五%に、頭数で二五%から三六%への増加を示した。この二カ年間で、豚の頭数は三三三万頭から五〇五万頭へ一八〇万頭もふえたが、そのうち五〇頭以上農家は八一万頭から一八〇万頭をふやしていた（昭和四一年『農業調査』）。

鶏についていえば、昭和三八年と四一年で、一〇〇〇羽以上の戸数は五五三〇戸から一万二四八〇戸へとふえ、飼養戸数のなかのシェアは〇・一%から〇・五%になり、飼養羽数（成鶏めす）では、九八〇万羽から二四二七万羽へふえ、シェアも一三%から三三%へ増加していた。この間、飼養戸数は三四八万戸から二五二万戸へ減じ、羽数は七三二九万羽から七三一六万羽へとむしろ減少していた。大規模化は、もっともドラステックスな形で進んでいる（『農業調査』）。

もっとも、ここにかかげた例は、その実体が、えき加工産業とみなしうる経営であつて、耕地の集中をとまなうことなしに、生産の集中が可能なるものであつた。耕種農業については、そうはいかない。そして、わが国の農業生産は、その大部分は、この耕種農業によって占められている。集中化の速度は、全体としてみると、より緩慢にな

らざるをえない。

さらに重要な点がある。農業生産総額の伸び率がそれである。これは、ここでのシェアに関係するとともに、農業の自立経営の「定員」の大ワクを規定していた農業所得の個人所得に対する比率そのものに関連がある。第一のシェアに関していえば、農業生産の伸び率が高いほど、集中は容易である。昭和三一〜四〇年において、農業所得は年率七%で伸びた。前期の三一〜三五年は四・三%、後期の三五〜四〇年は九・五%の伸び率であった。もし、この成長率の二分の一を、自立経営が分担できれば、自立経営のシェアが急速にふえることは明白である。

実績は、そうではなかった。とくに後期の高い成長率は、その九〇%までが価格上昇によってもたらされたものであり、価格のシェア再配分効果は中立的であったからである。農業の高い成長率が、シェアの再配分に効果的なのは、一方において、それが価格上昇によらないこと、他方において、零細な非自立経営が、農業生産に努力するよりも賃金労働収入をえらぶという環境においてである。そして、後者が強く作用するとき、養鶏部門に典型的に示されたような集中が生じるのである。

だが、農業の成長率が低いときには、農業所得の個人所得に対する比率は、前述の想定よりも激しい低下を示すことになる。過去、この相対的比率が年率五・五%の減少にとどまったのは、農産物価格の異常な上昇に支えられたことであつた。結局のところ、シェア拡大の速度は、自立経営の「定員」を維持する力がないと判断できよう。

注(一) 東畑西郎監修『のびゆくヨーロッパ農業』、一九六七年、二五九〜六〇頁。

(二) ここで一ha以上層の耕地三一〇万ha、一ha未満層二〇〇万haとしたのは、農業センサスでの農家の申告による面積で、合計五一〇万haにすぎず、実際より少ない。しかし、行論にはさしつかえないので、そのままとした。

(三) マルコフ・マトリックス推計による昭和六〇年の〇・五ha以上農家は、北海道一二万戸、都府県二八二万戸、計二九

四万戸であつて、昭和四〇年の一六万戸、三三五万戸、計三三二万戸に対し、年率〇・九%（複利）の減少にすぎない。ただし、マルコフ・マトリックス推計は、終局値の発見に有効な方法であつて、途中の年次はあくまで一応の参考にとどめるべきである（農林省『一九六五年農業センサス農家抽出集計報告書』巻末）。

四、農地価格の水準

自立経営の「定員」という問題意識で、農地価格を扱うとき、その阻止的役割を強調するのが自然であらう。だが、筆者の真意はむしろ逆である。農地価格が都市化の影響によつて上昇をつづけ、農業経営の成立そのものを不可能とするという判断は、わが国の農地全体のなかでは、二・三割について妥当なのであつて、大部分の農地についての価格は、いぜんとして農地としての価格が成立していること、そして、この地帯の農地価格は、農業経営のコストとしては低下しつつあるという点を強調したいのである。このことを強調するのは、わが国の農業の将来に対して、必要以上に悲観的な立場におちこむことを避けたためである。

第一、不動産研究所の資料による農地価格は、昭和三五年以降、年率二%の上昇率であり、農産物価格は八%の上昇である。費用としての地価は低下しているといつてよい。もつとも、不動産研究所の統計は、都市化の作用を除くように仕組んでいるから、そのていどを判断することが必要である。

第二、都市化の作用を受けているとみられる農地は、南関東・東海・近畿全域とみて一二五万^{ha}となる。それは全農地の二一%に相当する。もつとも、都市化の作用によつて地価の上昇しているのは大都市周辺のみではない。地方小都市周辺も同様であり、昭和四〇年頃からの上昇率は地方小都市周辺において著しい。しかし、前記の東海

道メガロポリス地帯においてもすべての農地が上昇傾向にあるわけではない。全国農業会議所の資料によると、東海・近畿地区（関東から南関東を分離することはこの資料ではできない）の水田価格は、上昇傾向にあるもの三三%、二九%、横ばい傾向にあるもの五九%、六一%となっている（昭和四〇年度『田畑売買価格等に関する調査結果』）。

また、都市化の農地価格への作用が反映しているとみられる全国農業会議所の統計と前記不動産研究所のそれと対比すると、昭和三〇～三五年については両者の価格に乖離は存しない。三五年以降、大きなひらきが生じるのであるが、地帯別にみると、いわゆる東海道メガロポリス地帯において顕著なのである（昭和四〇年）。

さらに、工場敷地・住宅・道路などへの転用は、昭和三六～四〇年の経済成長期において、年間二万ha前後であったことからみて、転用の可能性の強い地帯は限られたものであることも指摘できる。もっとも、この点については、農家の転用期待が心理的に強いことや、転用した農家がその代金の何割かを農地の購入にあてている事実から、事態をあまりにも限定的にみているという反論も生じよう。筆者もこの反論そのものを全く否定するつもりはない。ただ、そのような反論が、どのていどのひろがりやで、どのていどの強さで妥当するものかが問題の中心であり、筆者の判断では、不動産研究所の農地価格と全国農業会議所のそれとの乖離の地帯とそのていどに、その材料を求めうると思うのである。

第三、農地価格の水準そのものは、農地の流動化に對しいぜんとして高いのではないか。この疑問は、たとえば都市化の作用を限定しても残りうる。筆者も、この疑問をもちつづけてきた一人である。しかし、最近、この疑問を再検討してみたい気持ちに変わってきた。その直接の契機は、西欧諸国の農地価格の急上昇傾向、費用としての地価の上昇ぶりからみて、わが国の農地価格がケタはずれに高いものではないと判断されたこと、そして、この「高い地

価」のもとで、西欧において、農地の流動化が進行していることにあった。

一九六五年のEEC諸国の1ha当たり農地価格は、西ドイツ一三七〇マルク（二三万円）、ベルギー一八万一〇〇フラン（二三万円）、オランダ七五〇〇ギルダー（七五万円）であった。フランスについては概算して六〇万円（¹）といとみられる。すなわち、もとも高い国は西ドイツ、ベルギーで、ついでオランダ、フランスは最低である。

この値は、日本の農地価格にくらべてたしかに低い。日本は、不動産研究所のもでも水田中位のそれが二〇五万円、畑中位のそれが一二四万円であり、全国農業会議所の場合では、水田三四三万円、畑二八一万円だからである。しかし、土地生産性の高い農地の価格がその低い農地よりも高いのは当然であって、1ha当たり農業粗生産額

第6表 農業粗生産額に対する農用地価格の倍率・比較

	1ha 当たり 価地 (a)	1ha 当たり 農業粗 生産額 (b)	倍 率 (a)/(b)
日本(1)	万円 205	万円 43	4.8
水田 (2)	343		7.7
西ドイツ	123	12	10.0
ベルギー	130	17	7.7
オランダ	75	16	4.7
フランス	60	8	7.8

資料：地価は、EECについては本文注(1)をみよ。日本の(1)は不動産研究所、(2)は全国農業会議所、ともに水田の中位のもの。

農業粗生産は第3表の農政局資料からとった。

日本は、農林省統計調査部『農業総産出額』からとった。また農用地 (690 万 ha) についての 1ha 当たり農業粗生産額である。

に対する農地価格の倍率をみると、EECは五ないし一〇倍である。⁽²⁾これに対し日本は、水田についても不動産研究所統計で四倍、全国農業会議所統計で七倍であり、もはや、日本の割高という事態はみられない。

第6表は、その状況を示しているが、当然生じる疑問は、これが比較にたえる資料かどうかということである。筆者もはじめはその疑問をもっていたのであるが、現在は、その疑問は、殆んど解消した。第一、オランダのものは、中

中央統計局の資料によっているが、地価・小作料調査には転用目的のものはふくまれていない。そして、極端に高いものと低いものそれぞれ5%を除く算術平均である。⁽³⁾また、オランダは、地区による農地価格の差がベルギーとともに、もっとも少ない国である。それだけ、いかにわしい値が表示される可能性が少ない。

第二、フランスについては、現在得られる農地価格は、SAFERの報告によるもののつみあげであって、もっとも信頼できるものとされている。⁽⁴⁾また、中江調査官の報告によると、パリ盆地地帯のことだが、1ha約七〇万円で年間粗収入の約一〇倍が自作地価格となっていて、表と合致する。

第三、ベルギー、西ドイツについても、他の諸国との均衡を考えるととき不当な値を示しておらない。⁽⁵⁾

第四、最近の五年ないし一〇年間の農地価格の上昇率は驚くほどのものである。年率(複利)で、フランス(一九五五～六五年)が一四%、西ドイツ(一九六三～六五年)二七%、ベルギーは、一九五〇～六〇年が五・六%、一九六〇～六三年が一〇%、オランダが一九五五～六〇年二・八%、一九六〇～六五年一九%である。⁽⁶⁾このうち、オランダについては、一九六三年の農地譲渡法の撤廃による価格統制廃止が大きな理由となっている。その他の国については、必ずしも明白でない。都市化の作用、EECの成立による農地価格の平準化作用、片地売買の増大による作用などが考えられる。しかし、キメ手になる材料を欠いている。それはともかく、最近の急騰が、日本とEECの費用としての農地価格のひらきを急速に埋めたものとみられる。

第五、土地生産性として採用した農業粗生産については、日本の場合、輸入農産物の影響がEECよりも大きいことが考えられる。しかし、他方、日本の農地価格としては水田をとっており、この点を考慮すれば、輸入の影響は相殺されてあまりがある。

次の論点に移ろう。E E C諸国の農場数の減少や規模の拡大は、この農地価格の上昇期に生じている。また、この高い地価のもとにおいて進行した。このことは、日本においても、農地価格やその動向が、農家戸数の減少や自立経営の成立にとって、決定的な障害となるものではないことを意味するように思われる。

さらに注目すべきは、片地売買の増加と、質貸借による規模拡大傾向である。E E C農業総局の報告は次の如くのとおり「経営資産全体としての売買は、自立経営が明らかに支配的であるような地域では実際上存在しない。……現状において、土地市場をおよそ次のことと特徴づけることができるであろう。

(イ) 自立的经营単位の取引の減少。非自立的经营單位が整理され消滅する傾向はいちじるしく強まった。このような傾向の増大は、当然、経営体の取引に影響を及ぼす。

(ロ) 地片の売買の増加。これは少なくとも部分的には(イ)の現象と結びついている。非自立的经营を売却する農業者は、その生涯の終りに近いものが多く、彼らはその経営を、多かれ少なかれ長期間にわたって、地片に分けて切り売りし、整理してゆく方法をえらぶ。こういうやり方では、彼らはたえずその農業活動を縮小してゆくことができるし、貨幣価値の下落からも保護される。

(ハ) 非自立的经营單位（そしてしばしば自立的经营も）が地片としての売却のために分割される傾向。いくつ、かの国においては、このような土地売却の方式を、直接または間接に、国の補助金の交付によって奨励する公共的機関さえ設けられている（イタリアにおける小土地所有創設金庫など）。このようにして、地片の需要者たる小経営者の数は増大している。改善され、拡大されたあとの経営がなお長期的な採算という意味ではあまりに小規模であるにしても、土地の売買価格が地方的にいちじるしく高まりうるのは、このためである。」

計数的に示すことはできないが、E E Cにおける規模の拡大は、売買による限り片地売買を主役としているといえよう。さらに、売買と賃貸とにわければ、後者が主役といえよう。⁽⁸⁾また、地価が高ければ高いほど、この賃貸借のほうが負担がかかるいし、また、小作料が地価ほど上昇しないときはなおさらそうである。

わが国の場合、買い足し方式によるときは上層農家について、現在の地価水準についても採算が成り立つことは、農機具・労働力の完全利用による利益から説明されうることである。しかし、新たに、農場を創設する方式をとると、土地購入代金は、決定的な負担となる。だが、どうやら、E E C諸国においても、自作農としての農場単位の売買は、「事実上存在しない」。日本だけのことではない。そしてこのE E Cにおいて、農家の減少や規模の拡大が、かつてない速度において進行してきたのである。筆者は、そのプロセスをより具体的に説明する材料をもたない。ただ、わが国について、「高地価」の神話およびその役割について、再検討することは必要であろう。私見によれば、この地価の名目価格の下落を前提する論議は非現実的であり、また、この水準においても、農業の発展はありうると思われるのである。また、農業技術の発展は、当分の間、小農技術として、在来の発展過程をさらに延長した形において可能であり、自立経営の存続には、そのプロセスがもつとも有効である。このことを水稻作であれば、田植えでは機械化、収穫・脱穀作業では、駆動型のリーパーと自動脱穀機を結合した小型の日本型コンバインが実用段階に入り、五〜一〇haの家族経営の技術的基礎を提供した。このていどの経営は、さしあたり、買い足しと賃借（借り足し）によって可能かつ現実的なのである。

注(一) 西ドイツの農地価格は *Die Verlessung der Agrarstruktur in der Bundesrepublik Deutschland, 1963~64, 64*
~65, 65~66, にある。農地価格として *Bodenpreise* をいう。ゲルマン語 *L. Exploitation Agricole* (Georges

Biblot) による。農地価格として *prix des terres agricole* を挙げた。オランダは *Verslag over de Landbouw in Nederland* により、農地価格として *Los bouwland* を挙げた。フランスは *Findes et Conjoncture* (1967.1月, No.1) INSEE にあり、農地価格として *prix des terres laboureables* を挙げた。ただし EEC 農業総局の *Principles conditions de productions de l'Agriculture des pays membres de CEE* もあわせて用いた。最後のものを除き、農林省中村宗弘氏から頂いたもので、謝意を表したい。

- (2) 1ha 当たり農業粗生産額は、EEC 諸国については、農林省農政局農政課『EEC の農業構造政策の現段階と農業構造の現状』(昭和四一年一二月) から、日本については、『農業観測資料』(一九六七年) からとった。

- (3) 農林省農地局管理部『フランス・西ドイツ・オランダにおける農地政策の現状』(昭和四二年七月)。

- (4) 同右。

- (5) 西ドイツの公営の入植機関の農地購入価格は、一九四八年一七五マルク、一九五〇年二〇六九マルク、五二年二六二二マルク、五四年三二六八マルク、五六年四二五〇マルク、五八年五二八二マルク、六〇年六九〇五マルク、六一年八一九五マルク(1ha 当たり)。「マルクは九〇円」であった。これは平均価格であり、また純然たる農業目的の土地の価格であった。年率一二・五%(複利)で上昇しており、一九六五年には一万三二〇〇マルクとなる計算である。日本円で一七万円であるから、第5次の一二三万円も、「純然たる農業目的」と考えてよい(東畑四郎監修『のびゆくヨーロッパ農業』、一九六七年、三四三〜四頁)。

また、「バイエルンなら1ha 当たり一萬マルクで買えるだろう」という記事が中江調査官の報告書にみられる(『フランス・西ドイツ・オランダにおける農地政策の現状』、昭和四二年七月、農林省農地局管理部、六五頁)。

- (6) 注(1)の資料による。

- (7) 「EEC の諸国の農地価格と小作料」『のびゆく農業』一七三(号)による。

- (8) 「土地取引市場の七〇〜八〇%は賃借によっていると思う。はっきりした統計はない」(前掲報告書、五六頁。ノルトライン・ウエストファーレン州農務省の「官僚の証言」)なお OECD, *Low Incomes in Agriculture*, 1964. において、この点を示す記述が多い。

- (9) 昭和四二年現在、このタイプのコンパインは、もっぱら井関農機株式会社によって販売されている。九馬力、五八〇

kg、五二万円であるが、秒速〇・七mの速度で作業をする。生脱穀は水分二五%でいどまで可能であるが、水分が多いと減速しなければならない。クローラ・システムだから畑田にも使用でき、急速な普及の見込みがつよい。筆者は、昭和二年八月一八日、千葉県新利根村の導入農家についてその作業を見る機会をもち、その実用性を確かめるとともに、当地の農機具販売店への注文の殺到ぶりを目撃した。

五、農業後継者との関係

さきに、自立経営の定員が、現状において約四〇万戸であること、将来自立経営が農業生産のなかでしめるシェアを現在の二七%から五〇%に拡大しても、農業所得の個人所得に対する比率の低下によって規制され、「定員」のワクは減少する見込みであることをのべた。このことは、農業後継者問題とどう関係するか。これが、ここでの問題である。

農林省統計調査部『昭和四一年度・農業経営に対する意識調査結果表』によると、全農家の三一%に相当する一七八万戸が、農業のあとつぎが決まっており、そのうち現に農業に従事しているものが一三六万人に達している。全農家の二四%である。この意味では、必ずしも減りすぎたと考えるに及ばない。それだけではない。後継者としての補充率のもっとも少ない学卒新規労働力からの「農業一年生」についても、昭和四一年三月卒で、男子四万八〇〇〇人である（文部省『学校基本調査』）。この四万八〇〇〇人は、三〇年一代代として一四五万戸の後継者に相当する。この後継者がすべて自立経営の幹部候補生を志しているとしよう。前記の自立経営の「定員」に対しては、大きな超過である。

第7表は、将来（二〇一五年後）の自立経営の「定員」を三〇万戸と仮定し、その地域別分布を、一農家のな

第7表 自立経営候補生の地域別定員超過率

	自立経営 幹部候補 生の定員	農業一年 生(男) の実績	倍 率
全 国	10,000	47,536	4.8
北 海 道	703	4,222	6.0
東北、新潟	1,751	16,248	9.3
北 関 東	1,868	9,448	5.1
北 関 東	221	632	2.9
北 関 東	197	762	3.9
北 関 東	517	1,125	2.2
北 関 東	789	2,219	2.8
近 畿	638	1,873	2.9
山 陰	224	659	2.9
山 陽	602	997	1.7
四 国	577	2,106	3.6
北 九 州	1,213	5,438	4.5
南 九 州	701	1,807	2.6

資料：農業センサス，学校基本調査。

注(1) 南関東(東京，神奈川)，東山(山梨，長野)，南九州(宮崎，鹿児島)。

(2) 算出方法は本文をみよ。

かの専業農家に即してわけ、この地域別定員と実際の「農業一年生」を対比したものである。

全国の平均では四・八倍の定員超過である。その倍率を地域別にみると、東北が断然高い。もっとも低いのは山陽の岡山、広島、山口の三県である。ついで東山、東海、南関東、近畿など、いわゆる東海道メガロポリス地帯が低い。これらの低い地帯の、農家の子弟は、あたかも

自立経営の「定員」を肌で知っているかのように行動している。そして超過したと思ったものは、その後の転職によって調節している。

前述の東北はもちろん、北九州、北関東の倍率も五倍をこえている。この高い超過率の解釈として、この地帯が将来「農業基地」としてより多くの農業生産のシェアをかくとくすることも考えられる。しかし、たとえこの地帯が、農業生産のなかの全部を独占したとしても、この地帯のみで(北海道をふくめ)三万七〇〇〇人の「候補生」が存しており、一万人の「定員」(三〇万戸分の定員に匹敵)の三・八倍であって、超過している事実にかわりはない。この「農業基地」においても、「農業一年生」は多すぎるのである。